

# 防災計画

## 緊急対応マニュアル

- ・ 総則
- ・ 防火管理委員会
- ・ 火災予防
- ・ 自衛消防活動
- ・ 震災対策
- ・ 水害時の活動
- ・ 弾道ミサイル飛来に伴う活動
- ・ 不審者対応
- ・ 防災教育、訓練
- ・ 災害発生時の避難要項(生徒指導用)

この消防計画は令和2年4月1日より実施する。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規定は、江戸川区立篠崎中学校における防火管理業務について必要な事項を定め、火災その他の災害の予防及び人命安全ならびに災害防止を図ることを目的とする。

### (諸規定との関係)

第2条 前条の目的を達するため防火管理についての必要な事項は、別に定める場合のほか、この規定の定めるところによるものとする。

### (適用範囲)

第3条 この規定は、本校に勤務する教職員及び本校生徒、その他本校に出入りするすべての者に適用するものとする。

### (防災管理者)

第4条 防火管理者は、副校長とする。

### (防火管理者の権限及び業務)

第5条 防火管理者は、この計画についての一切の権限を有し、次の事業を行うものとする。

1. 消防・防火計画の検討及び変更。
2. 建築物、火気使用設備器具、危険物施設等の点検・検査の実施及び不備・欠陥事項の改修促進。
3. 消防用設備等の点検検査の実施及び不備・欠陥事項の改修促進。
4. 火気の使用又は取り扱いに関する指導。
5. 増改築、修繕、模様替え等の工事における火災予防上の指導。
6. 生徒、教職員に対する防火管理に関する助言及び報告。
7. 区教育委員会との防火・防災対策に関する事務の促進。
8. その他防火管理上必要な業務。

防火管理者は、次の業務について所轄の消防署への報告・届出等を行うものとする。

1. 消防・防災計画の提出及び変更。
2. 建物及び諸設備の設置・変更に伴う諸手続き。
3. 増改築、修繕、模様替え等を行うときの事前連絡。
4. 消防用設備等の点検結果の報告。
5. 教育訓練指導の要請及び各種訓練の実施報告。
6. その他法令に基づく諸手続き。

## 第2章 防火管理委員会

(防火管理委員会)

第6条 防火管理業務の適正な運営を図るため、防火管理委員会を設置する。

(委員会の編成)

第7条 委員長には校長があたり、委員は防火管理者のほか、防火管理に必要な各部門の責任者によって編成し、委員長がこれを委嘱する。委員の構成は下記の通り。

委員長 校長

副委員長 副校長（防火管理者）

委員 教務主任、生活指導主任、進路学習主任、保健主任、庶務会計主任  
事務主任、1学年主任、2学年主任、3学年主任 特別支援学級主任

(委員の任務)

第8条 防火管理委員会の任務は以下の事項とする。

1. 消防計画ならびにこれの実施についての検討及び変更。
2. 防火に関する諸規定の制定。
3. 消防用設備の改善強化。
4. 震災対策に関すること。
5. 防災教育及び避難訓練の計画と実施。
6. その他防火管理に関すること。

(委員会の開催)

第9条 委員会の開催は定例会と臨時会とする。

1. 定例会は概ね月1回を標準とする。
2. 臨時会は防火上緊急重要事項が生じたとき、委員長がこれを招集する。

(防火管理責任組織)

第10条 火災予防について徹底を期すため、防火管理者を置き、その下に火元責任者及び自主点検検査員を置く。(別表1)

1. 火元責任者は次の業務を行うものとする。
  - ・担当区域内（各教室等）の火気管理。
  - ・担当区域内の諸設備・器具の維持・管理。
  - ・地震時における火気使用器具の使用停止及び安全措置。
2. 消防用設備、避難施設その他火気使用施設について、適正管理と機能維持のため、自主点検検査員を指名し、点検検査を行わせるものとする。

(自衛消防隊組織)

第11条 火災その他の事故発生時に被害を最小限に止めるため、篠崎中学校自衛消防隊を組織する。(別表2)

### 第3章 火災予防

(自主点検検査基準)

第12条 火災予防上の自主検査・消防用設備の点検基準は以下の通りとする。

自主点検及び消防用設備点検	月1回
・防火上の設備全般	副校長
・整理・清掃状況	環境美化係
・焚き火、喫煙管理状況	生活指導主任
・火気使用設備・ストーブ	安全指導担当
・電気設備（体育館・校庭の照明を含む）	事務主任
・危険物関係	安全指導係
・薬品等を持つ準備室等	火元責任者
・消防に供する警報設備等	事務主任
・消火器・消火栓・救助袋等	安全指導担当
・上記設備管理上の事項	事務主任
・防火シャッター・防火扉（鍵を含む）	副校長
・出入口・通路・非常口の障害状況	副校長

(点検検査時期)

第13条 自主検査及び自主点検は、次の時期に行うものとする。なお、日常の外観的な点検については、各火元責任者が随時これを行うものとする。

#### 1. 自主検査

検査対象	検査月日			
	4月	1日	7月	1日
建築物	4月	1日	7月	1日
	10月	1日	1月	4日
火気使用設備器具	4月	1日	7月	1日
	10月	1日	1月	4日
危険物施設等	4月	1日	7月	1日
	10月	1日	1月	4日
電気設備	4月	1日	7月	1日
	10月	1日	1月	4日

## 2. 自主点検

点検種別	自主点検検査員			
消防用設備等				
消火器	4月	1日	7月	1日
	10月	1日	1月	4日
屋内消火栓	4月	1日	7月	1日
	10月	1日	1月	4日
自動火災警報設備	4月	1日	7月	1日
	10月	1日	1月	4日
非常警報設備器具	4月	1日	7月	1日
	10月	1日	1月	4日
避難器具	4月	1日	7月	1日
	10月	1日	1月	4日
誘導灯・標識	4月	1日	7月	1日
	10月	1日	1月	4日

(改善措置ならびに記録の保存)

第14条 前条に基づく改善を要する事項を発見した場合は、すみやかに防火管理者に報告するものとする。点検検査結果は防火管理委員会に提出し、改善の措置を行うものとする。

(臨時火気使用)

第15条 敷地内において、臨時に火気を使用する（焚き火、ストーブ、火鉢、電熱器その他）場合は、火元責任者・防火担当の責任者及び防火管理者の許可を得なければならない。前項の許可を受けた場合に、消火器等の交付を受け、それぞれ使用上の注意事項を誠実に守らなければならない。校舎内は全面禁煙とする。また、敷地内においても、平成24年4月1日より全面禁煙とする。

(建築物及び施設の変更)

第16条 敷地内において、建築物（仮設を含む）を建築しようとするとき、または大量の危険物を搬出入する場合、あるいは危険物関係施設、電気施設、火気使用施設を新設・改修する場合、防火管理者に連絡しなければならない。

(警報の伝達及び火気使用の規制)

第17条 敷地内の建築物について、火災警報発令下、またはその他の事情により火災発生または人命安全上の危険が切迫していると認められるときは、防火管理者は全校にその旨を伝達し、防火管理者その他の責任者は、火気使用等の中止、または危険な場所への立入りの禁止を命じることができる。

## 第4章 自衛消防活動

### (防御)

第18条 敷地内に火災発生またはその他の災害が発生した場合は、被害を最小限に止めるため、第8条に定める自衛消防隊組織の編成に従い、避難計画による担当任務の遂行にあたるものとする。

### (自衛消防隊本部の設置)

第19条 自衛消防隊本部は、第1次避難場所(校庭の鉄棒前)に設置する。なお、自衛消防隊本部の構成員は、団長、副団長、指導班とする。

### (通報)

第20条 火災を発見した者は、職員室に連絡するとともに、火災状況により消防機関に通報する。火災報知機が作動したときは、主事室の受信盤により火災発生場所を特定し、初期消火活動を行うとともに、緊急避難放送を行い、火災状況により消防機関に通報する。

### (連絡)

第21条 通報連絡班は、放送設備を活用し、次のように緊急放送を行う。『ただいま〇階の〇〇室より火災が発生しました。落ち着いて先生の指示に従って校庭へ避難してください。なお、煙(火の手)のため〇〇階段は使用できません。〇〇階段を使って避難してください。』

### (消火活動)

第22条 初期消火班は、屋内消火栓及び消火器等を使用して、延焼拡大防止を主とした消火活動を行う。消防隊到着後は、消防隊に協力するとともに、警戒区域の設定及び自衛消防隊本部との連絡にあたる。

### (避難誘導)

第23条 避難誘導は以下のように行う。

1. 授業担当者はただちに授業を中止し、緊急校内放送を静かに聞くように指示をする。
2. 授業担当者は出火場所により異なる。

#### A 東校舎から出火の時(出火場所から遠ざかる)

第一階段・・・出火場所から南側の教室

第二階段・・・出火場所から北側の教室

第三階段・・・3組教室から6組教室

第四階段・・・西校舎教室から2組教室

※第一(二)階段が使用困難な時は第二(一)階段を使用

#### B 中央校舎3組教室から6組教室の間で出火の時(出火場所から遠ざかる)

第一階段・・・東校舎の教室

第二階段・・・出火場所から東側の教室

第三階段・・・出火場所から西側の教室

第四階段・・・西校舎教室から2組教室

※第二(三)階段が使用困難な時は第三(二)階段を使用

C 西校舎教室から2組教室の間で出火の時(出火場所から遠ざかる)

第一階段・・・東校舎の教室

第二階段・・・3組教室から6組教室

第三階段・・・出火場所から東側及び北側の教室

第四階段・・・出火場所から西側及び南側の教室

※第三(四)階段が使用困難な時は第四(三)階段を使用

D 体育館から出火の時

第一階段・・・使用不可

第二階段・・・東校舎の教室

第三階段・・・3組教室から6組教室

第四階段・・・西校舎教室から2組教室

E 校外で出火の時

A～Dに準ずる

なお、出火した階及び出火のすぐ上の階を優先させる。他に手段のない場合は、避難器具（救助袋）を使用する。

3. ハンカチ等を口にあてるよう指示し、煙を吸わないようにさせる。

4. 出席簿を持ち、廊下に出席番号順に整列させ、校庭に避難誘導する。

5. 廊下、階段では「おさない」「かけない」「しゃべらない」「もどらない」を励行させる。

6. 校庭に出たときは、速足（またはかけ足）で行動し、集合場所に整列させ、人員確認を行うとともに、本部に報告する。

（救助）

第24条 救助班員は、避難終了後の検索にあたり、残留生徒の救出を行うものとする。

（搬出）

第25条 搬出班員は、校舎内から非常持ち出し品を搬出し、その管理を行うものとする。

（応急救護活動）

第26条 応急救護班員は、以下の活動を行うものとする。

1. 本部と併設して救護所を設置する。

2. 負傷者の応急処置を行うとともに、必要事項を記録し本部に報告する。

3. 救急隊到着時は、救急隊と密接な連絡をとり、負傷者を速やかに搬送できるようにする。

## 第5章 震災対策

### (震災予防措置)

第27条 各自主点検検査員及び火元責任者は、地震による災害を予防するため、第3章第9条の点検検査と合わせて、建物及び諸施設等の点検を毎月第3金曜日に行うものとする。

点検検査は、次の事項に留意し、実施するものとする。

1. 建物及びそれに付随するものの倒壊、落下の危険の有無。
2. 戸棚、ロッカー、下駄箱等の倒壊の危険の有無。
3. 高所に不安定な物品を置く場合の落下防止措置の確認。
4. 窓ガラスのひび割れ等の危険箇所の有無。
5. 理科室の実験用具、薬品による災害を防止するための措置の適否。

### (地震後の安全措置)

第28条 地震の安全措置として、防火管理者及び各自主点検検査員及び火元責任者は下記の事項を行う。

1. 各火元責任者は、担当区域の安全確認及び火気使用器具（ストーブ等）の異常の有無を点検する。
2. 各点検検査員は、校舎全般にわたり点検検査を実施し、異常の有無を防火管理者に報告する。
3. 防火管理者は、各報告に基づき安全を確認した上で、使用供給の開始を指示する。

### (震災の備えての準備するもの)

第29条 震災に備えて、次の物品を常に持ちだせるように準備しておく。

携帯用拡声器 ハンドマイク 医薬品 担架 校旗（本部旗） 飲料水 毛布  
環境調査票・出席簿等重要書類

### (地震時の行動)

第30条 地震時の教職員の行動は、以下のことを基本とする。

1. 授業中に地震が発生した場合

#### 第1次措置

- ・地震発生と同時に生徒を机の下などに身を隠させ、本部からの指示を待つ。
- ・火気使用器具の始末をする。
- ・出入り口を確保する。

#### 第2次措置

- ・教室内外の状況を確認し、避難の準備を行う。
- ・校庭への避難命令を受けた場合には、カバンなどで頭部を保護させ、避難経路に従い、避難させる。
- ・「おさない」「かけない」「しゃべらない」「もどらない」の基本行動を守らせる。

- ・出席簿を携行する。

### 第3次措置

- ・校庭への避難が完了後、ただちに人員確認を行い、異常の有無を本部に報告する。

#### 2. 休み時間に地震が発生した場合

- ・地震発生と同時に教室に直行し、授業中の場合と同様の措置をとる。また、廊下・体育館・校庭に生徒がいる場合、ガラスや塀などから離れ、中央に身を伏せさせ、次の指示を待つ。

#### 3. 津波警報が発令した場合

- ・地震と同様の行動だが、3階以上に全員、上がるようにする

(広域避難場所への避難)

第31条 広域避難場所への避難開始は、公共機関の避難命令及び学校長の判断による。

(地震警戒宣言に伴う対応措置)

第32条 地震警戒宣言に伴う事前措置及び事後の対応については、別に定める。

## 第6章 水害時の活動

(水害時の措置)

第33条 防火管理者は、台風・集中豪雨等で被害が予想される場合は、以下の措置を行うものとする。

1. 自主点検検査班に校内の異常の有無を点検させ、補強などの安全措置を行う。
2. 通報連絡班に防災機関等から必要な情報を収集させ、周囲の被害状況を確認する。

(台風時の措置)

第34条 気象庁の予報で警報が出ている場合は、以下の措置を行うものとする。

#### 1. 午前7時の時点

- ・暴風特別警報又は大雨特別警報、もしくは暴風警報かつ大雨警報が発表されている場合は、臨時休校とする。

#### 2. 下校時刻の時点

- ・暴風特別警報又は大雨特別警報、もしくは暴風警報かつ大雨警報が発表されている場合は、学校待機もしくは保護者引き渡しとする。

## 第7章 弾道ミサイル飛来に伴う活動

(全国瞬時警報システム(Jアラート)発信の措置)

第35条 管理者は、全国瞬時警報システム(Jアラート)が発信されたら、以下の措置を行うものとする。

### 1. 授業中

- ・屋内の場合はできるだけ窓のない空間に生徒を避難させ、窓から離れさせ、机の下などに身を隠させ、本部からの指示を待つ。
- ・屋外の場合は施設内のできるだけ窓のない空間に生徒を避難させ、生徒を机の下などに身を隠させ、本部からの指示を待つ。
- ・火気使用器具の始末をする。
- ・換気扇を止め、ハンカチ等で鼻と口を覆わせる
- ・出入り口を確保する。

### 2. 休み時間

- ・授業中の場合と同様の措置をとる。

## 第8章 不審者対応

(不審者発見時の措置)

第36条 無理に応戦せず、生徒の安全を最優先で対応する

### 1. 校内

- ・不審者を発見したときは、こちらから声をかける(あいさつをする)
- ・生徒から離すためにも主事室まで誘導する
- ・職員室に連絡、対応する

※避難訓練で実施する

### 2. 校外

- ・生徒に集団下校を促す
- ・携帯を持ってパトロールをする。発見次第110番通報する。

## 第9章 防災教育・訓練

### (防災教育の実施)

第37条 各教職員は、生徒に対して、次の基本的事項についての防災教育を実施するよう努めなければならない。

1. 火災及び地震による災害の基礎知識
2. 煙及びガス等の危険性
3. 地震の発生する要因
4. 油類による火災発生の危険性
5. 火災を防止する基礎知識
6. 避難方法
7. 学校周辺の地理的状况
8. その他防災上必要な事項

### (避難訓練の実施)

第38条 生徒・教職員は有事に際し、被害を最小限に止めるために、消防訓練によって技術の練磨を図るものとする。実施基準は次による。

1. 避難訓練および消火・通報等の実地訓練・・・毎月1回以上
2. 総合訓練・・・年1回以上

### (避難結果の検討)

第39条 防火管理者は、避難訓練結果をまとめ、防火管理委員会で検討を行い、以後の訓練に反映させるものとする。

## 第10章 消防機関との連絡

### (連絡事項)

第40条 防火管理者は、常に消防機関と連絡を密にし、防火管理の適正を図るよう努めなければならない。

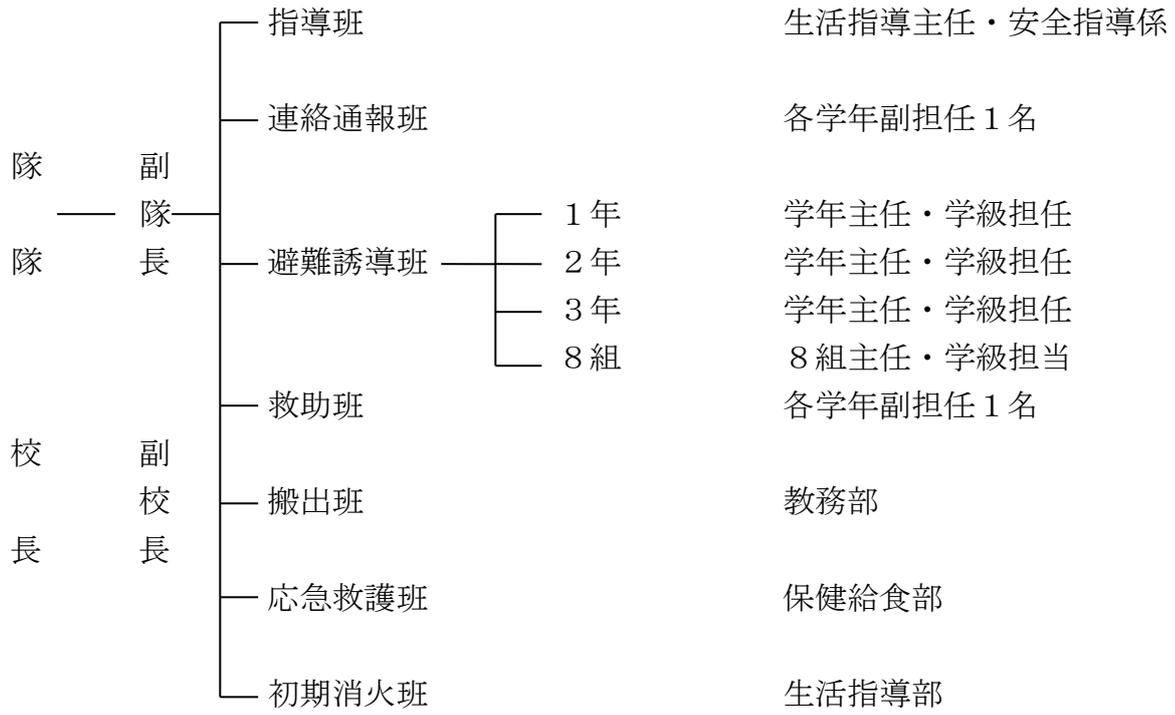
連絡事項は次による。

1. 消防計画の提出（訂正の際はその都度）
2. 査察の要請
3. 訓練・指導の要請
4. 建物及び諸設備の使用変更時の事前連絡及び法令に基づく諸手続きの促進
5. その他防災管理についての必要事項

(別表1) 防火管理責任組織

防火 管理 者	防火 副 管理 者	責任者	校長室・職員室	副校長
			第二職員室	8組主任
			事務室・印刷室	事務主任
			第一・第二会議室	教務主任
			保健室	養教教諭
			放送室	放送担当
			主事室・外倉庫・機材室	用務主事
			職員更衣室	事務主任
			給食室	栄養士
			防火倉庫	教務主任
副 校 長	安 全 指 導 係	管理室防火担当 (教務主任)	1Fトイレ	用務主事
			PTA室	副校長
			相談室・カウンセリング室 しのたけルーム	養護教諭
			第一・第二理科室・準備室	理科主任
			第一・第二音楽室・準備室	音楽科主任
			第一・第二美術室・準備室	美術科主任
			体育館・倉庫・格技室	体育科主任
			調理室・被服室・準備室	家庭科主任
			木工室・準備室	技術科主任
			パソコン室・準備室	情報推進担当
副 校 長	安 全 指 導 係	特別室防火担当 (生活指導主任)	図書室	国語科主任
			学習室	数学科主任
			多目的室・8組音楽室	8組主任
			8組技術室・作業室	8組主任
			8組体育準備室・家庭科室	8組家庭科担当
			各階トイレ	各学年主任
			1年各教室	1年学級担任
			2年各教室	2年学級担任
			3年各教室	3年学級担任
			8組各教室	8組主任
副 校 長	安 全 指 導 係	各教室防火担当 (各学年主任)	建物の検査	副校長
			避難設備点検・整備	副校長
			火気使用施設検査	安全指導係
			電気設備検査	事務主任
			危険物・特殊可燃物検査	事務主任
			機械設備等の検査	事務主任
			消火設備・消防用水の 点検・整備	安全指導係

(別表 2) 自衛消防隊組織表



## ㊦地震警戒宣言に伴う対応措置

静岡県駿河湾海底を震源域とするM8級の大地震（東海地震）が、近い将来発生すると予想され、直前に予知すべく観測体制が整えられている。昭和55年12月2日の東京都防災会議の決定による都教育長よりの通達（55教指管発461号）に基づき、警戒宣言に伴う対応措置を作成した。

対応措置は、下記の2つの計画とする。

1. 事前の措置 2. 判定会招集時から警戒宣言時までの対応  
異常発見から警戒宣言発令までの時間帯は、概ね次の通り。

異常発生  
↓ 20分  
判定会招集決定  
↓ 15分  
判定委員招集  
学校 都教委  
↓ 30分  
報道開始  
↓ 40分  
判定会開催  
↓ 30分  
判定結果  
気象庁長官へ  
総理へ報告  
警戒宣言 10分

### 1. 事前の措置

次の各項について、事前の計画及び措置を定め、徹底を図る。

(1) 地震・火災等の緊急時における安全対策（別記）を基本とする。

(2) 警戒宣言時の臨時休業措置と授業の再開

①警戒宣言が発せられた時点で、原則として授業を打ち切り、解除まで臨時休業とする。

②警戒宣言解除の授業の再開

午前6時以前の解除・・・・・・・・・・・・・平常通り

午前6時から午前10時までの解除・・・・・・・・・午後から授業

午前10時以降の解除・・・・・・・・・・・・・翌日から授業

(3) 生徒の下校時の安全確認の措置

①生徒については、個々に帰宅経路手段（徒歩・バス・電車等）、所要時間、同伴者を確認してから帰宅させることとする。

(4) 残留生徒の保護

①保護者が迎えに来る生徒については、保護者と連絡をとりながら、学校で保護する。担当は、学級担任とする。

## 2. 判定会招集時から警戒宣言時までの対応

### (1) 判定会招集の報道がでた場合

- ①登校前（在宅中）は判定会の結果がでるまで在宅する。担任が各家庭に連絡をする。
- ②登校中はそのまま登校させる。
- ③在校中

ア授業中の場合は、直ちに授業を中止し、学級指導に切り替える。学級指導の内容は次の通り。

- ・ 授業再開について（I－（2）－イ）
- ・ 帰宅後の注意
- ・ 残留生徒の確認と保護者への連絡

イ「休み時間」の場合は、直ちに学級へ入り、学級指導に切り替える。後は授業中の場合と同じ。

ウ放課後の場合は、諸活動を中止して、体育館に集合させる。以後の指導は授業中の場合に準じる。

- ④下校途中はそのまま下校させる。

### (2) 警戒警報が発せられた場合

- ①在宅中の場合は登校しない
- ②在校中

ア情報の収集を行い、校内放送により情報を伝達する。

イ一般生徒の人員確認とともに残留生徒の確認も行い、各教室(体育館)で保護する。

ウ残留教職員による消火設備等の点検。

エP T A会長及び校外委員長に情報連絡をし、下校途中の安全指導の依頼をする。(生活指導主任)

オ教育委員会へ残留生徒の人数、処置の報告を行う。

### ③校外指導時

ア林間学校、修学旅行等宿泊を伴う指導の場合は、担当地区の官公庁と連絡をとり、その対策本部の指示に従う。また、速やかに学校に連絡をとり、区教育委員会や保護者へ連絡する。

イ遠足等の場合は、原則として帰校し、在校生と同じ措置をとる。

### (3) その他

- ①残留生徒の保護のための措置
- ②警戒宣言時の被害軽減措置
  - ア 水の汲み置き
  - イ 備品等の転倒・落下防止
  - ウ 火気による火災防止
  - エ 薬品類による火災防止（理科実験用薬品類の管理）
  - オ 消火器及び応急備品の点検

## 緊急時対応マニュアル（地震の場合）

場所によってその対応が異なる。

教室・・・大揺れがおさまるまで机の下にもぐり、落下物に注意する。火を使っているときは、まず火を消し、ドアの近くの生徒はドアを開ける。

校庭・・・落下物のおそれの少ない中央の場所に集合してすわる。また、休み時間に地震が発生したときは、落下物が少ない場所で大揺れがおさまるまで待機する。

緊急放送または先生の指示に従い、第1次避難場所（校庭鉄棒付近）に避難を開始する。カバンなどで頭をおおい、「おさない かけない しゃべらない もどらない」を守る。

校庭の第1次避難場所に出席番号順に集合する。直ちに人員確認を行い、先生に報告する。

状況を見て、保護者への引き渡し・第2次避難等を決定する。

震度5強以上、または5弱以下であっても公共交通機関が停止した場合

保護者が引き取りに来るまで学校待機。

※津波警報が出ている場合は全員、3階以上に上がるようにする

なお、上記の内容についてはホームページや学校便り等で保護者へ対し、通知を行う。

# 災害発生時の避難要項（生徒指導用）

火災や地震などの災害のとき、冷静に行動し避難することが大切である。そのためには、避難方法や避難経路を確認し、基本的な避難行動及び災害防止の心構えを身につけておく必要がある。

## 1 火災の場合

発見者はすぐに先生に知らせる、または近くの火災報知機のボタンを押す。初期消火が可能な場合は、消火器で火を消す。火災の場合は、発生場所によって避難経路が異なるので、火災発生場所が確認できた時点で避難経路を決定する。緊急放送により使えない階段を知らせる。緊急放送または先生の指示に従い、第1次避難場所（校庭鉄棒付近）に避難を開始する。ハンカチで口や鼻をおおい、「おさない かけない しゃべらない もどらない」を守る。

### A 東校舎から出火の時(出火場所から遠ざかる)

第一階段・・・出火場所から南側の教室

第二階段・・・出火場所から北側の教室

第三階段・・・3組教室から6組教室

第四階段・・・西校舎教室から2組教室

※第一(二)階段が使用困難な時は第二(一)階段を使用

### B 中央校舎3組教室から6組教室の間で出火の時(出火場所から遠ざかる)

第一階段・・・東校舎の教室

第二階段・・・出火場所から東側の教室

第三階段・・・出火場所から西側の教室

第四階段・・・西校舎教室から2組教室

※第二(三)階段が使用困難な時は第三(二)階段を使用

### C 西校舎教室から2組教室の間で出火の時(出火場所から遠ざかる)

第一階段・・・東校舎の教室

第二階段・・・3組教室から6組教室

第三階段・・・出火場所から東側及び北側の教室

第四階段・・・出火場所から西側及び南側の教室

※第三(四)階段が使用困難な時は第四(三)階段を使用

### D 体育館から出火の時

第一階段・・・使用不可

第二階段・・・東校舎の教室

第三階段・・・3組教室から6組教室

第四階段・・・西校舎教室から2組教室

### E 校外で出火の時

A～Dに準ずる

なお、出火した階及び出火のすぐ上の階を優先させる。他に手段のない場合は、避難器具（救助袋）を使用する。校庭の第1次避難場所に出席番号順に集合する。直ちに人員確認を行い、先生に報告する。状況を見て、集団下校・保護者への引き渡し・第2次避難等を決定する。

## 2 地震の場合

場所によってその対応が異なる。

教室・・・大揺れがおさまるまで机の下にもぐり、落下物に注意する。火を使っているときは、まず火を消し、ドアの近くの生徒はドアを開ける。

校庭・・・落下物のおそれの少ない中央の場所に集合してすわる。また、休み時間に地震が発生したときは、落下物が少ない場所で大揺れがおさまるまで待機する。

緊急放送または先生の指示に従い、第1次避難場所（校庭鉄棒付近）に避難を開始する。カバンなどで頭をおおい、「おさない かけない しゃべらない もどらない」を守る。

校庭の第1次避難場所に出席番号順に集合する。直ちに人員確認を行い、先生に報告する。

状況を見て、集団下校・保護者への引き渡し・第2次避難等を決定する。

震度5強以上 保護者が引き取りに来るまで学校待機。

※津波警報が出ている場合は全員、3階以上に上がるようにする

第一階段・・・1年生使用

第二階段・・・3年生使用

第三階段・・・使用しない

第四階段・・・8組及び2年生使用